

## 令和5年度県産米消費拡大事業委託業務プロポーザル審査要領

令和5年度県産米消費拡大事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

### 1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和5年度県産米消費拡大事業委託業務プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

### 2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 業務理解度（10点）
- (2) 次の展開につながる企画内容、業務の計画及び実施方法（50点）
- (3) 実施体制（15点）
- (4) スケジュール（15点）
- (5) 経費見積（10点）

### 3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

#### (1) 日時、場所

令和6年3月26日（火）（予定） ※時間は別途お知らせします。

場所は、高知県庁又は高知市内の会場で調整中

#### (2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1参加者20分以内とし、プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を20分以内で設けます。
- ② 審査委員会への入室は、1参加者あたり3名までとします。
- ③ 順番は、企画提案書の受付順とし、別途お知らせします。
- ④ プレゼンテーションで使用できる資料は、予め提出した企画提案書のみとします。

### 4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。

- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。なお、審査委員全員の満点の総合計点数の6割を最低基準点とし、審査結果がこの点数に満たない参加者は選定しないものとします。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

## 審査基準

審査の項目	審査の視点	審査の具体例	配点
業務理解度	業務の内容と事業目的を正しく理解できているか	本業務の内容について、十分に理解し、事業目的に沿った提案がされているか	10
次の展開につながる企画内容、業務の計画及び実施方法	仕様書に掲げる業務内容を達成できる実施方法となっているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の展開につながる企画に具体性があるか</li> <li>・ 業務が円滑に履行に履行できるよう、新米キャンペーン事務局の運営体制になっているか</li> <li>・ 多くの宿泊施設に利用を促すための新米キャンペーン告知・募集となっているか</li> <li>・ 協力金の交付に関して、業務を円滑に実施できる体制が確立されているか</li> </ul>	50
実施体制	事業目的を達成する適当な実施体制が整っているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業目的を達成するために必要なノウハウや体制が確保されているか</li> <li>・ 本業務の実施にあたっての自社、他社を問わず必要な人材やネットワークが確保されているか</li> <li>・ 過去に国や他の自治体において、PR 事業など類似業務の実績を有しているか</li> </ul>	15
スケジュール	事業目的を達成する適切なスケジュールか	本業務が実現可能なスケジュールとなっているか	15
経費見積	見積は適正か	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算の範囲内であり、積算内訳及び根拠が明確に示されているか</li> <li>・ 仕様に掲げた業務経費が全て計上されているか</li> <li>・ 提案された業務規模と経費見積が大きくかけ離れていないか</li> <li>・ 過剰な経費見積となっていないか</li> </ul>	10